

# 日之影町産材利用推進に関する基本方針

平成23年9月22日 町長決裁

## 1 基本的な考え方

本町は、宮崎県北西部に位置し、東は綱の瀬川をへだてて延岡市に接し、西は高千穂町、南は美郷町、諸塚村、北は大分県豊後大野市及び佐伯市に接し、東西約9km、南北約30km、総面積27,768haの農山村であり、町土の90%以上が山林原野である。その中で民有林が17,235ha、また、人工林の占める割合が8,964haで、広大な森林面積を有する本町にとって、林業は基幹産業として重要な位置づけにある。今後、本格的な収穫期を迎える林分も増加傾向にあるため、町内で生産・加工された木材（以下「町産材」という。）の需要を拡大していくことが重要な課題となっている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされる中で、低炭素社会の実現に向けた木材の活用に対する期待がますます高まっている。

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低い環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。これらの優れた特性を持つ木材の利用を推進することは、森林の適正な整備を通じた地球温暖化の防止や、循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。

また、町産材を利用することは、本町の基幹産業である林業の活性化はもとより、土木・建設関連の他産業の振興にも寄与するなど、本町地域経済への波及効果が期待される。あわせて、就労の場の確保にも繋がるなど集落の活性化も期待できる。

このようなことから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）を踏まえ、町が実施する事業はもとより、補助事業等における町産材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発するとともに、町民生活に深く関わりのある公共建築物の木造化・木質化の積極的な推進を通して、町産材の需要拡大を図る。

## 2 町産材の活用方針

### (1) 公共建築物における町産材の活用について

- ア 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、原則として木造とする。
- イ 防災面や立地条件等から、木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。
- ウ 木造以外の構造とする場合でも、内装の木質化を積極的に推進する。

### (2) 公共土木工事における町産材の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする町産材を積極的に活用する。

## 3 公共建築物における木材利用の目標の設定

公共建築物に使用する木材は、原則として町産材とすることを目標とする。また、公共建築物における木造率等の目標については、別に定める。

#### 4 公共建築物に適した木材の供給体制の整備

町は、公共建築物の建築に用いる木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質・性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

#### 5 推進体制

町産材の円滑な利用を推進するため、庁内に設置されている日之影町行財政事務調整委員会(以下「委員会」という。)及び日之影町行財政事務調整会議を通じて、町産材の需要拡大への取り組みを全庁的に進める。

#### 6 推進方法

- (1) 関係部局は、公共建築物の木造化・木質化について、基本設計又は実施設計(基本設計を実施しないもの)を行う前に、計画書等を作成し、委員会に提出する。
- (2) 委員会は、その内容を協議のうえ、総合的な調整を行う。
- (3) 農林振興課は、町産材の利用を推進するため、関係部局に木材や木造施設に関する情報の提供を行う。

#### 7 関係部局の町産材利用推進における役割

関係部局は所管する建築物等について、町産材の積極的な利用を促進する。また、その所管する事業について、補助事業等を含め町産材の利用を促進する。

#### 8 町内における利用の促進

町は、各種団体や民間企業等が整備する公共性の高い建築物等の情報を収集し、町産材の利用の促進を図るよう要請するとともに、木造化・木質化に関する情報を提供するなど、必要な支援を行うものとする。

#### 9 期待される効果

本基本方針に基づき、公共性の高い建築物等における町産材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、集落の活性化並びに町全体の活性化に資することが期待される。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する建築物
- ② 民間が整備する学校、老人ホームなど広く国民一般が利用する公共性の高い建築物

## 日之影町公共建築物における木造率等の目標について

平成23年9月22日

日之影町産材利用推進に関する基本方針の3で定める、公共建築物における木造率等の目標については、下記のとおり定める。

### 記

#### ① 公共建築物の木造化率等について

目 標 : 毎年度の木造化施設率 = 100%

算定式 : 木造化施設率 = (木造化施設数 / 木造化可能施設数) × 100

#### 〔留意事項〕

○ 「木造化可能施設」は、町が整備する公共の用又は公共に供する建築物において、建築基準法関連法令（以下、「関連法令」という。）の制約を受けず、防災面、立地条件並びにコスト面においても木造化が可能な建築物数とする。

○ 「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に50%以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

（木材の使用割合条件）

- ・ 木材使用量の概ね85%以上を国産材とし、うち町産材を80%以上使用すること。

#### ② 公共建築物の内装の木質化率について

目 標 : 毎年度の木質化施設率 = 100%

算定式 : 木質化施設率 = (木質化施設数 / 木質化可能施設数) × 100

#### 〔留意事項〕

○ 「木質化可能施設」は、町が整備する公共の用又は公共に供する建築物において、木造・非木造にかかわらず、関連法令の制約を受けず、防災面、立地条件並びにコスト面においても木質化が可能な建築物数とする。

○ 「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が50%以上の施設とし、次の基準を満たす施設とする。

（木材の使用割合条件）

- ・ 施工面積の概ね85%以上を国産材とし、うち町産材を80%以上使用すること。

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - [\text{木質化が困難な箇所の床面積}]} \times 100$$